

ICTイノベーション研究センター規程

平成25年4月1日 規程第166号

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県立大学大学院学則第4条の規定に基づき、静岡県立大学大学院経営情報イノベーション研究科附属ICTイノベーション研究センター(以下「センター」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、経営・情報・総合政策分野を連携・融合させた学際的研究を推進するため、ICT分野におけるイノベティブな研究及び社会におけるイノベーションの基盤となるICT技術の研究(以下「ICTイノベーション研究」という。)を行い、日本におけるICTイノベーション研究の拠点として、静岡県を始めとした国内外の情報関係学研究の発展に貢献することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) ICTイノベーション研究及びこれに関連する教育
- (2) センターの研究関連分野の講師等の派遣
- (3) センターの研究関連分野の情報の収集及び提供
- (4) その他センターの目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 センターに次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター研究員
- (4) センター客員研究員
- (5) センター職員

(センター長)

第5条 センター長は、経営情報イノベーション研究科の教授または准教授のうちから、経営情報イノベーション研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)の議を経て経営情報イノベーション研究科長(以下「研究科長」という。)が学長に推薦し、学長が任命する。

- 2 センター長は、センターに関することを統括する。
- 3 センター長の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 4 任期の途中でセンター長の交代があった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センター長が指名し、研究科委員会の議を経て研究科長が任命する。

- 2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長不在の場合はその職務を代行する。
- 3 副センター長の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 4 任期の途中で副センター長の交代があった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター研究員)

第7条 センター研究員は、静岡県立大学の学部、研究科及び研究院並びに静岡県立大学短期大学部(以下「県立大学」という。)においてセンターの研究関連分野を研究する教員のうちから、各部局の教授会、研究科委員会または研究院委員会の承認を得てセンター長が委嘱する。

- 2 センター研究員は、第3条各号に掲げる事項の実施について協力する。
- 3 センター研究員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 4 任期の途中でセンター研究員の交代があった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター客員研究員)

第8条 センター客員研究員は、県立大学の教員又は職員以外のセンターの研究関連分野に関わる専門家のうちから、センター長が委嘱する。

- 2 センター客員研究員は、第3条各号に掲げる事業の実施について協力する。
- 3 センター客員研究員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(センター職員)

第9条 センター職員は、センターの業務に従事する。

(運営委員会)

第10条 センターの業務を円滑に運営するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

(報告義務)

第11条 センター長は、毎年度の事業計画及び事業実績を研究科委員会に報告しなければならない。

(その他)

第12条 この規程の改正は、研究科委員会の議を経なければならない。

- 2 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。